

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第46条（工事費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 特別な作業を行う工事 についての工事費の適用	特別な作業を行う工事を行った場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、当社が別に算定する額とします。
(2) 工事費の減免適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず工事等の態様等を勘案して別に定めるところにより、その工事費の額を減免して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
契約回線の利用の一時中断又は再利用に関する工事	1の工事ごとに	500円(550円)